

緩和ケア普及啓発に関する活動報告書

提出日 平成 29年 7月 10日

緩和ケア普及啓発活動についての報告

実施団体	
特定非営利活動法人 日本緩和医療学会 厚生労働省委託事業 緩和ケア普及啓発事業	
企画名	
第 22 回日本緩和医療学会学術大会「集い対話する」～疾病と共に健やかさを生きるために ～社会の中で生きる医療となるために 委託事業委員会企画 緩和ケア普及啓発事業(オレンジバルーンプロジェクト) 「緩和ケアを受けることが“基本的人権”となるために取り組むべきこと」	
事前告知、募集の方法について(ポスター、チラシの配布など)	
学術大会のプログラムに掲載、公式ホームページおよび Facebook にて事前告知 学術大会中にチラシを配布	
当日の実施内容について	
日時(期間)	2017年6月23日(金)9:00~10:30
実施場所	パシフィコ横浜 第13会場
参加人数	約8,857名(学術大会全体の入場者数)
具体的な実施内容: 《プログラム》 1. 講演(質疑応答有)15:45~16:45 座長:上村 恵一氏(日本緩和医療学会 委託事業委員会委員長、市立札幌病院 精神医療センター) 天野 慎介氏(一般社団法人 グループ・ネクサス・ジャパン) I. ~緩和治療こそが、がんに向き合う患者、家族に必須な治療だと知ってほしい~ 轟 浩美氏(スキルス胃がん患者 家族会 NPO 法人 希望の会) II. ~緩和ケアが当たり前の中になるために看護師としてできること~ 林 糸り子氏(一般財団法人同友会 藤沢湘南台病院) III. ~緩和ケアを受けることが“基本的人権”となるために取り組むべきこと~ 池永 昌之氏(淀川キリスト教病院 緩和医療内科)	

2016年12月がん対策基本法が改正され、次のがん対策10年が新たにスタートした。

第15条において緩和ケアは「がんその他の特定の疾病に罹患した者に係る身体的若しくは精神的な苦痛又は社会生活上の不安を緩和することによりその療養生活の質の維持向上を図ることを主たる目的とする治療、看護その他の行為」と定義されましたが、患者・家族の立場からすると緩和ケアが十分届いているとは言いがたい現状にある。

「決められた場所で紹介されるか、自ら探し尽くさなければ受けられない、極めてたどり着きにくい緩和ケアのままである」と言った声も少なくない。

医療者自らが積極的に診断時からの緩和ケアを普及する一歩として、当企画を設けた。

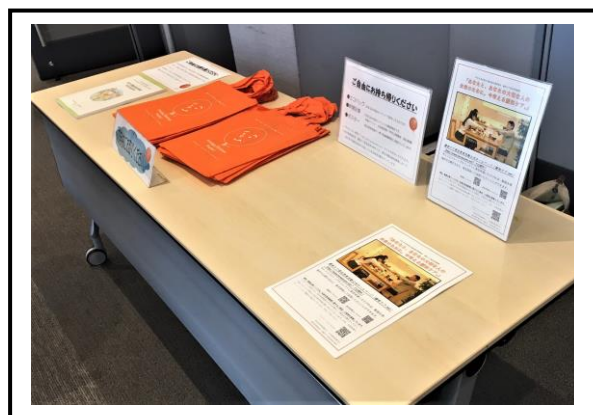
効果について(アンケートの結果など)

これからの10年の喫緊の課題は、患者・家族が手を伸ばさなくてもごく普通に緩和ケアを受けられる社会を作ること。そのために本企画では、医療現場・教育・普及啓発に拘らず、患者家族・一般市民の視点で、今日からできることを議論したいと考えた。

「緩和ケアにアクセスしてもらえない」「緩和ケアは緩和ケアチームにお願い」「やる事がなくなったから緩和ケアにお願いして在宅調整か、緩和ケア病棟に転院を」という医療者視点を卒業して、医療者自らが積極的に診断時からの緩和ケアを普及する一歩として頂く。

今日ここから医療者に、緩和ケアチームや緩和ケア病棟・ホスピスに「おまかせ」する緩和ケアに別れを告げて、緩和ケアが当たり前の世の中としたい。

●当日の写真



「あなたと、あなたの大切な人の 未来のために。今考える緩和ケア。」



大切にしているものは何か

緩和ケア普及啓発活動公式ホームページ「緩和ケア.net」
(<http://www.kanwacare.net/>) で公開中！

オレンジバルーンプロジェクトに参加申請いただければ、動画を病院内で公開するなど、普及啓発にご活用いただくことができます。

動画はこちら☞



参加申請はこちら☞



現在、動画公開ページでは、本普及啓発動画に関するご意見・ご感想を募集しています。

アンケートにお答えの上、普及啓発動画に対する忌憚ないご意見をお聞かせください。回答いただいたご意見は今後の普及啓発活動に役立ててまいります。なお、回答結果はホームページ上に掲載する場合がございます、予めご了承ください。

アンケートはこちら☞

